



たいせいグループ通信

Contents

会長室から、こんど～です

経営まめ知識

いまさら聞けない相続税の仕組みシリーズ

5

2019
Vol.186

たいせい通信のメール配信をいたします。
ご希望される方は、下記のメールアドレスに、件名を【たいせい通信メール配信希望】とし、
お名前、会社名、電話番号を明記の上、送信ください。

info@taiseikeiei.co.jp



大成経営コンサルティンググループは、財務会計総合コンサルタント業として、
企業経営に関するあらゆるご相談にワンストップで対応しております。

- ◆(株)大成経営開発・・・・・・・・・・財務会計総合コンサルティング <http://www.taiseikeiei.co.jp>
- ◆(株)大成財産コンサルタンツ・・・・相続相談・終活相談・資金調達運用
会社売買・生命保険損害保険 <http://www.fzc-souzoku.com>
(九州相続センター) 不動産・営業支援代理店業
- ◆(株)アップワード エスト保険・・・・・・生命保険、損害保険 <http://www14.ocn.ne.jp/~esthoken>
- ◆(株)大成アフェクション・・・・・・・・・・居宅介護支援、通所介護事業
- ◆(株)大成グローバルトレーディング・・・・・・・・・・商社、貿易業務 <http://www.taisei-gt.co.jp>

■大成経営総合事務所

清永税理士事務所・飛石税理士事務所・徳留税理士事務所・浦野税理士事務所・高木社会保険労務士事務所・竹馬社会保険労務士事務所・社会保険労務士あきおか事務所・おかもと社会保険労務士事務所・いしはら社会保険労務士事務所・的場土地家屋調査士事務所・行政書士法人エド・ヴォン

(株)大成経営開発 統括室発行 Tel: 096-377-1101 Fax: 096-377-1114

会長室から、こんど~です

令和、初めてのたいせい通信です。

4月の終わりから5月にかけての初めての10連休を皆様はいかがお過ごしだったでしょうか？

10連休なんて長い休みとと思っていましたが終わってみれば以外に早かったなと思えました。

最近気になっている事は**運転免許証**です。なぜなら高齢者運転の交通事故が増えて痛ましい事故が続いています。高齢者社会になり絶対数が多いので事故の確率も多くなるのは当たり前と思いますが、ちょっとぶつけちゃったくらいならば勘が鈍ってきたなというくらいだと思いますが……。今の自分では先々ブレーキとアクセルの踏み間違えやギアの入間違えでバックと思ったら前進したとかパニックを起こすのだろうかと思ってしまう。その年齢になっとならないとわからないのが現実です。

調べてみると現在の人口に対しての免許保有率は7割を超えており免許保有者の率から見ると65歳以上率は20%を超えていました。しかもこのデータは平成26年です。

若者の免許離れ、高齢者ドライバーの増加→交通事故増加 それは困りますね。

そこでこんな本を読みました。

定年後に免許返納すれば年間50万円生涯1,400万円も浮く・・・？

これには仮定があります。まず駐車場代、任意保険、自動車税、車検、ガソリン代これを一般的な車に仮定し計算します。

「年間駐車場代24万円、保険料6万円、税金3.5万円、車検7万円、ガソリン9.5万円を合計すると50万円」
こんな計算です。

この50万円が定年後何年生きるか計算し、20年間生きたとしても同じ車に乗り続けるとは考えにくいので、車の乗り換え費用などを加味するとこのくらいになるという計算でした。

確かに高齢になると公共交通機関も無料になったりしますのでタクシーを使ってもお得ですよとのことです。

警視庁のデータを見ると**運転免許証の自主返納件数は42万件（2017年）**

自主返納により更新費用がなくなるのは当たり前、返納後にもらう運転経歴証明書を見せれば、割引が効くところもあり様々な特典も受けられる仕組みになっています。

例えば東京などでは大手スーパーや百貨店の無料配送サービスなどもあります。

話は十分理解できますが、熊本と東京両方に住んでいる私はもちろん東京では車は不要です。駐車場代だけで月額3万円から4万円です。到底払えないし、そしてどこに行くにも電車、バス、交通機関が便利なので車がなくてもなんの不自由も感じませんが、熊本に帰ってくると車がないと不便です。会社も車でいきます。

バス停や最寄りのJR駅も遠い等、地方都市なのでショッピングモールもマイカーで来るのが前提になっています。

こうなると元々うちでは車の運転は不可欠になり、免許証返納とは言いにくいのが現状です。

でも事故を起こして人の命を奪ってしまってからでは取り返しがつきません!!!

80歳以上の人に聞くとみんな運転に自信があると答えるそうです。

免許証の自主返納については家族でよく話し合った方が良いと思います。

ありがとうございます。



(株)大成経営開発会長 近藤記

経営まめ知識：『仕事の喜び』

ようやくGWが終わりました！

流石に10連休は長かったですね。

しかし、今年のお盆休みは最大9連休になるそうです。

なかなか、休みモードが抜けずにオンとオフを切り替えるのが大変ですね！

ここまで連休が続くと会社に行きたくないと思うビジネスパーソンも多いのではないのでしょうか？

そこで、仕事の喜びとは何なのか？どうして我慢してまで頑張らなければいけないのか？を考えてみました。

元メジャーリーガーのイチロー氏がこんなことを語っていました。

2009年のワールド・ベースボール・クラシックで日本が2連覇したあとの記者会見でのやり取りになるのですが

「個人的には最後まで足を引っ張り続けました。韓国のユニホームを着て、キューバのユニホームを着て、最後に日本のユニホームを着ることができました。

おいしいところだけいただきました。本当にごちそうさまでした」

このときのイチロー選手は対戦国のユニホームを着たと表現するほど調子が上がらず苦しんでいたのです。（その後のシーズンでは胃潰瘍で故障者リストに入ってしまうメジャーリーグの開幕戦には間に合いませんでした）

しかし、**最後に決勝の韓国戦で決勝打を放った。それが「ごちそうさま」という言葉に集約されている**のではないのでしょうか。これこそが一流のプロだけが味わえる**「仕事の喜び」**ではないかと思います。痛みや苦しみを耐えた先にある喜びになるのでしょうか。

また、日本中から注目、期待される中で結果を出さなければならない大変なプレッシャーや苦しみもあり胃潰瘍を発症してしまったのではないのでしょうか。

最下位争いで凡打を打ってもブーイングは受けませんが、優勝争いの中では、打率が良くてもチャンスに凡退するとブーイングを浴びてしまいます。

私たちビジネスパーソンも同じではないのでしょうか？

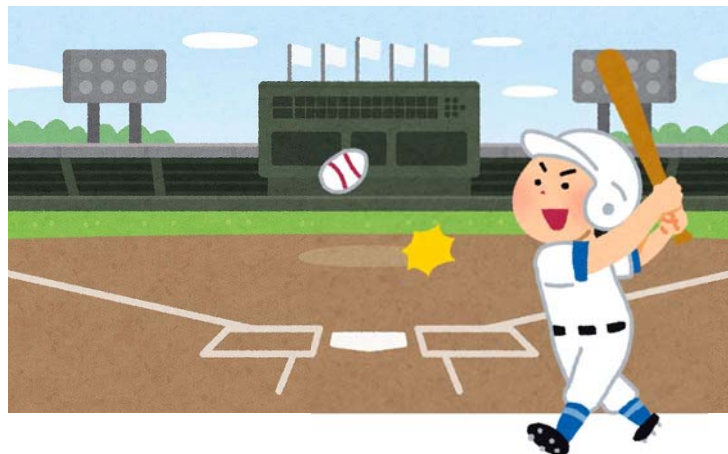
ビジネスというフィールドで成果という名のヒットを放てるかどうか。

仕事もスポーツに負けず劣らず苦しく厳しい世界だと思えますが、だからこそ、スポーツ同様、ビジネスにも圧倒的な喜びがあるのではないのでしょうか？

その喜びに比べたら、楽な仕事の担当になってうれしい、今日は早く帰れてラッキー、今回の仕事はおもしろかった、などというレベルは仕事の喜びとは無縁のものだと思います。

頑張っても頑張っても頂上にたどり着けない・・・だからこそ、高みに触れた瞬間に無上の喜びがある、それが仕事の醍醐味ではないのでしょうか？

仕事の醍醐味に触れられるよう今月も頑張っていきましょう！！





いまさら聞けない相続税の仕組シリーズ

「特別寄与請求権の創設」

3月号の民法改正で、“特別寄与請求権の創設”との記事を書かせてもらいました。

“特別寄与請求権の創設”とは相続人でない親族も相続財産を受け取る事が出来る制度です。

これまでの法律では、どんなに長男の嫁が、被相続人の介護をしたり、家族経営店(農業など)の手伝いをしたとしても、相続財産を受け取る事は出来ませんでした。しかし今回の創設により、被相続人に対する貢献を考慮する事により、相続における遺産分割をより公平にする為に相続人以外にも一定の財産を請求できる権利を与えました。

施行日は**2019年7月1日**となる予定です。

■特別寄与料を請求できる人は？

請求できる人の範囲は、法制審議会で色々議論があったそうです。例えば内縁の妻などの全くの第三者まで広げるのか、親族等の身内にするかなどです。結果的には、被相続人の親族(6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族)となりました。

■特定寄与の範囲

特定寄与の場合は、相続人に対して認められる寄与分の範囲より狭く、「療養看護その他の労務の提供」に限定されます。

■特別寄与料の負担

負担割合は、民法に定める法定相続分又は指定相続分です。

例えば、法定相続人が長男と次男の場合で長男の嫁に特別寄与料200万円払う事になった場合の負担金額は、長男100万円、次男100万円、長男の嫁に支払う事になります。

■特別寄与料の請求の期限

被相続人の亡くなった事を知った日から6ヶ月以内、又は、被相続人が亡くなってから1年以内のいずれか早い方。

■特別寄与料の税金

相続税が課税されます。

また、被相続人の配偶者または一親等の血族以外の者であることから、相続税の二割加算となります。

■特別寄与料の請求額

金額の目安としては、「療養介護の日当分×日数」で数百万円程度また、特別寄与料を認めてもらうためには、被相続人への貢献度合いを考慮してもらえだけの判断材料が必要となることが考えられます。判断材料として、日付や金額などの詳細、介護日記などの日付のある記録は効果的です。交通費やおむつ代などの実費に関しては、レシートや領収書で記録を残しておきましょう。また、それらを兄弟姉妹などの相続人と共有しておくことさらに効果的です。

以上の事が**特別寄与料の概略**ですが、特別寄与料を認めてもらうには、簡単ではありません。特別寄与料を認めてしまうと寄与料と同じく、相続人への分け前が減る為、揉める原因になります。よって、いかに生前にやっておくかが重要になります。貢献した人への生前贈与や養子縁組も、揉め事を少なくする方法だと考えます。



岡村泰



編集後記：今年の5月は令和最初の月でした。これから令和として年月が過ぎていくと考えると、なにか新しいことに挑戦していきたい！という気持ちが湧いてきます。「どんな風に変わっていくのだろう」と期待するだけでなく、「こんな風に変えていこう！」という前向きな気持ちで生活していきたい。そう思わずにはいられない令和元年です(^)♪